

## 第6回審議会での主な意見の概要

### 1 答申書（案）について

#### (1) 「妥当なものと認めます」という評価等について

- ① 答申書（案）のP2の「妥当なものと認めます」と言うためには、基本構想（案）が妥当なものになっている必要があり、その妥当になったタイミングで答申がなされるということになる。
- ② 答申を、基本構想の確定前に行うのであれば、「基本構想を最終形にするにあたっては、こういうことを入れてください」という答申になり、また、その際、「基本構想（案）が確定する前の段階でこういう答申を行う」ということを示すほうがより正確である。
- ③ 答申書（案）にある「妥当なものと認めます」という表現は削除した方が良いが、答申書（案）に書かれた内容自体はこれで良い。今回示された答申（案）は、我々が議論してきたことが良くまとまっている。

#### (2) 「留意すべき」とした各項目の位置づけ等について

- ① 答申書（案）のP3以降における「～を踏まえること」、「～を示していくこと」等の表現については、「さらにこういうことに注意しながら計画案をつくってもらいたい」ということなのか、あるいは「ここに書かれたことが反映されない基本構想はそもそもダメである」ということなのかによって、その表現が変わってくるのではないかと。
- ② 答申書の内容がどういう役割を果たすのかを確認した上で、それに相応しい表現を考えていけば良い。
- ③ このことは、市がこの答申を受け、どういう位置づけでこれらの意見をどう反映させていくのかということと裏表の話である。

#### (3) 答申書（案）全体について

- ① 「今後はこういうことが予想されるのでこれまでとは違う」といったことをきちんと謳い込んでいけば、答申としてはそれで良いのではないかと。
- ② 今の答申書（案）には、「協働と連携」が最初に謳ってあり、「すべてを市に頼ることは無理である」ということが謳ってある。この答申書が、「これからは従来とは異なるので、行政に対する考え方を少しでも変え、自分たちでできることは自分たちでやっていかなければならない」という出発点になっていければ良い。そういう意味で答申書（案）の内容は充足している。
- ③ 答申書により、「基本構想（案）に対し、審議会ではこのように考えたので、ぜひそれを今後の基本計画策定などの参考にしてほしい」ということをオープンすることで、今後、議会等でも「こういうことを考えながら進めなくてはならない」という理解につながれば良い。

- ④ この審議会が全体の審議にあたって、「これまでと違う今後の 10 年計画であってほしい」と考え、そのために我々が何を大切に思い議論してきたのか、「自分たちはこういう構想を持ってまちづくりをすべきであるということはこの審議会でも話をしてきた」といった、この会の議論の思いが答申に記載される必要がある。

## 2 参照（案）について

### （1）「参照」という名称について

- ① 普通に言えば、「附属資料」など本文に対する位置づけが分かるようなものが良いのではない  
か。
- ② 「参照」とか「参考」とかの表現で済ませるのではなく、「審議会の中で示された意見」とい  
った、きちんと立ち位置が分かるような表現への修正が必要である。

## 3 その他：答申書（案）、参照（案）全体

### （1）答申にあたっての市に対する要望

- ① この審議会の努力の結果を単にペーパーに落とすのではなく、「本当に今後の 10 年計画に反  
映してほしいという思いのある意見である」と市側には受け取ってほしい。
- ② 「鹿児島の中で、これからの 10 年はこれまでの 10 年とは違う、市民が主体だということを  
大きく打ち出していく」ということを、鹿児島の行政だけではなく、市民にも浸透させてほし  
い。